

※※※※※※※※※※※※※※

定款

※※※※※※※※※※※※

株式会社カーブスホールディングス

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社カーブスホールディングスと称し、英文ではCURVES HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- ① フィットネスクラブの経営
- ② 雑誌、雑貨の輸入および販売
- ③ 雑誌をはじめとする各種出版物の出版
- ④ 食料品の輸入および販売
- ⑤ スポーツ用品の輸入および販売
- ⑥ 化粧品の販売
- ⑦ 医療品、医薬品、医療用機械器具、衛生用品の輸入および販売
- ⑧ ノベルティグッズ、看板、チラシ等の販売促進に関する物品および事務用品の企画、デザイン、販売
- ⑨ フランチャイズチェーンシステムによるフィットネスクラブの加盟店の募集および加盟店の指導育成
- ⑩ 損害保険代理店業
- ⑪ 生命保険の募集業務
- ⑫ 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
- ⑬ 旅行代理店業
- ⑭ 労働者派遣事業
- ⑮ 有料職業紹介事業
- ⑯ フランチャイズチェーンシステムによる加盟契約募集代行業務
- ⑰ 企業、諸団体の経営指導、業務改革、業務改善、教育およびコンサルティングと各種作業の引受
- ⑱ マーケティングリサーチ及び企業経営情報、経済情報の調査、収集及び提供
- ⑲ ヘルスケア全般に係るコンサルティング、店舗運営、フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集および加盟店の指導育成
- ⑳ 金融業
- ㉑ 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- ㉒ その他の適法な一切の事業
- ㉓ 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社が発行することができる株式の総数は、320,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定期株主総会において権利行使することのできる株

主とする。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、あらかじめ公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により、他の取締役が議長になる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人によって議決権行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主1名に限るものとする。

(総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、8名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び取締役社長)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役1名を選定する。

- 2 代表取締役は取締役社長とする。
- 3 取締役会は、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 4 取締役会は、取締役社長のほかに、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
- 5 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、取締役社長の業務を行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。

2 当会社は、毎年8月31日又は2月末日の最終の株主名簿に記載された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第42条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第11回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

2008年10月17日 制定
2009年5月25日 改定
2010年9月17日 改定
2012年1月5日 改定
2013年7月16日 改定
2018年11月12日 改定
2019年2月27日 改定
2019年11月28日 改定
2020年11月25日 改定